

十日町ステージ越後妻有交流館キナーレ施設利用規程

(一財) 十日町地域地場産業振興センター

(目的)

第1条 この規程は、十日町ステージ越後妻有交流館（以下「十日町ステージ」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用料)

第2条 十日町ステージの利用料は、別表のとおりとする。

(利用の申込み)

第3条 十日町ステージを利用しようとするものは、利用開始の7日前までに利用申請書を(財)十日町地域地場産業振興センター理事長（以下「理事長」という。）に提出し、理事長の承認を得なければならない。ただし、きもの歴史館、温泉棟の入館及び有料個室は、利用料を受領した時点で理事長の承認があったものとみなす。

(利用承認・不承認)

第4条 利用の承認は、利用申込書の受理による。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、理事長は利用の承認をしない。

- (1) 秩序をみだすおそれがあると認めたとき。
- (2) 管理上支障があると認めたとき。
- (3) 前2号のほか、理事長が承認を不相当と認めたとき。

(利用の変更、取消し)

第5条 利用者は、利用の変更をしようとするときは、新たに利用申込書を理事長に提出し、承認を得なければならない。

2 利用者は、使用の取消しをしようとするときは、速やかに理事長に申し出なければならない。

(利用承認の取消し等)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、理事長は、利用の承認を取り消し、又は使用を制限若しくは、取り消すことができる。

- (1) 使用の目的に違反したとき。
- (2) この規程又は理事長の指示に違反したとき。
- (3) 災害その他事故により十日町ステージが利用できなくなったとき。
- (4) 工事その他の都合により、理事長が特に必要と認めたとき。

(利用料の支払い)

第7条 利用者は、理事長に対して別表に掲げる利用料を利用開始前までに持参または銀行振込の方法により支払わなければならない。この際の振込手数料等は利用者の負担とする。

(許認可)

第8条 利用者は施設を利用する上で必要な関係機関の許認可を事前に受けなければならない。

(善管注意義務)

第9条 利用者は、利用申込書及びこの規程等の定めに従い、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。利用者の故意又は過失により、施設、備品等を毀損、滅失さ

せたときは、その賠償をしなければならない。

(禁止・制限事項)

第10条 利用者は施設の利用の全部又は一部について権利の譲渡、転貸又は使用貸借等をなして第三者に使用させてはならない。

2 利用者は施設の利用にあたり次に掲げる行為をしてはならない。ただし、管理者が認めた場合にこの限りでない。

- ①銃砲、刀剣類、爆発性、発火性を有する危険な物品、有毒物質等の製造又は保管。
- ②暴力組織への加入、関係者の出入り、宗教団体への強制勧誘活動、違法な販売活動等
- ③排水管を腐食させ、又は詰まらせる恐れのある物質を流すこと。
- ④建物を破損すること、又はその恐れのある行為。
- ⑤大音量、高音を発してのテレビ・ラジオ・ステレオの操作、楽器演奏等。
- ⑥猛獣、毒蛇等明らかに近隣に迷惑を及ぼす恐れのある動物の飼育又は一時持ち込み。
- ⑦騒音、悪臭の発生その他環境、公衆衛生を害する行為。
- ⑧その他公序良俗に反する行為。

(明け渡し、原状回復)

第11条 利用者は、利用が終了したときは、直ちに利用施設を原状に回復しなければならない。

附 則

この規程は、平成15年6月1日から施行する。